

2022年8月

令和4年8月3日からの大雨による災害により
被害を受けられました皆さまへ

全管協少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和4年8月3日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口:0120-329-431

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
山形県	米沢市 (よねざわし) 寒河江市 (さがえし) 長井市 (ながいし) 南陽市 (なんようし) 西村山郡大江町 (にしむらやまぐんおおえまち) 東置賜郡高島町 (ひがしおきたまぐんたかはたまち) 東置賜郡川西町 (ひがしおきたまぐんかわにしまち)	2022年8月3日(水)

	西置賜郡小国町 (にしおきたまぐんおぐにまち) 西置賜郡白鷹町 (にしおきたまぐんしらたかまち) 西置賜郡飯豊町 (にしおきたまぐんいいでまち)	
新潟県	村上市 (むらかみし) 胎内市 (たいないし) 岩船郡関川村 (いわふねぐんせきかわむら)	2022年8月3日 (水)

末筆にて失礼と存じますが、ご自愛くださいますよう心よりお願い申し上げます。

以上